平成２７年（フ）第６号
新潟市西蒲区巻甲3754番地、前住所新潟市西蒲区巻甲926番地
債務者　田村　　学
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
石川県野々市市押野６丁目187番地　押野グリーンマンション304号、従前の住所金沢市兼六元町７番32号
債務者　白崎　将大
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２２号
金沢市長土塀２丁目17番21号、従前の住所金沢市芳斉１丁目８番12号
債務者　能登　晴美
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２０６２号
愛知県春日井市神屋町654番地301
債務者　野木　康行
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１０８号
名古屋市北区織部町１番地の９　県営織部住宅２棟611号
債務者　櫻井　善昌
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字若宮100番地　サニーコート若宮101
債務者　秋崎　純子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３４号
奈良市中山町西３丁目232番地の１　グリーンシャトレ２－102号
債務者　櫻田　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
奈良県天理市川原城町835番地　カサ・デル・ソル５Ｃ
債務者　伊藤　美代
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
奈良市左京２丁目２番地の132
債務者　ボディバランス軸こと　山中　哲也
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ30－201号
債務者　田中　清二
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目410番地　市住２－34号、旧住所鳥取県鳥取市岩倉184番地シャトーエスペレ102号
債務者　山口　美菜
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
鳥取県鳥取市桂見665番地８　花湖園103号、旧住所鳥取県鳥取市大塚199番地・大分県大分市大字寒田977番地の２　県営１Ａ１－14・大分県大分市大字光吉1165番地の３　マツムラコーポ501
債務者　首藤　　晃
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
鳥取県米子市美吉184番地１　サニーリバーＡ号棟202、住民票上の住所鳥取県米子市淀江町淀江259番地８　市住106号
債務者　森田　結衣
1　決定年月日時　平成27年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２３号
広島市中区土橋町６番16－404号
債務者　藤井　和子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
広島市中区小町５番33－403号
債務者　藤井チズ子
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５５号
徳島県吉野川市鴨島町上下島529－７　福本博方、旧住所徳島県名西郡石井町浦庄字下浦388番地10
債務者　西森　　弘
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１号
徳島県徳島市丈六町長尾57番地の５
債務者　谷源　　猛
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
徳島地方裁判所民事部